

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第 62 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 4 第 2 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 3 項に規定する精神病院の管理者は、同項に規定する当該精神病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神病院の所在地を所管する保健所長を經由して知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）第 1 条の規定により設置される福祉保健部の長。以下同じ。）に報告しなければならない。

(報告時期)

第 3 条 前条の規定による報告は、精神病院の管理者が法第 38 条の 2 第 3 項に規定する精神病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の 12 月ごとの各月に行わなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。